

入 札 説 明 書

福岡県が委託する福岡県庁舎議会棟警備及び清掃等業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記6に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和4年1月24日

2 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

福岡県庁舎議会棟警備及び清掃等業務

(2) 委託業務履行期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(3) 委託業務履行場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁舎議会棟

3 業務の仕様等

「福岡県庁舎議会棟警備及び清掃等業務仕様書（以下「仕様書」という）」のとおり

4 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

5 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定めた入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和4年2月7日（月）現在において、次の条件を満たすこと。なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

(1) 4の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-03（ビル清掃管理）で、「AA」の等級に格付けされている者（希望業種、等級が不明な場合は、事前に福岡県総務部総務事務厚生課調達班（県庁行政棟1階）で確認をすること。）

(2) 本県内に本店を有する者

(3) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく、本県公安委員会の認定を受けている者

(4) 本件業務を実施する営業所において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号若しくは第8号により本県知事の登録（清掃業若しくは総合管理業の登録をいう。以下同じ。）を受けている者

(5) 1件の契約額が年額2千万円以上のビル総合管理業務（設備保守業務、施設警備業務及び清掃業務）契約、又は設備保守業務、施設警備業務及び清掃業務それぞれについて、1件

の契約額が年額1千万円以上の契約（設備保守業務、施設警備業務、又は清掃業務のうち2業務を一括して契約する場合、業務毎の契約金額の内訳が契約に記載されている場合は当該金額を、そうでない場合は契約金額の1/2をそれぞれの業務の実績金額とみなす。）を履行した実績がある者。なお、当該契約は、契約の完了・未完了を問わず、平成31年1月1日以降、今回入札の参加資格書類提出時点までの間に、12ヶ月以上連続して履行した実績のある契約とする。但し、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託、請け負わせた実績並びに機械警備の実績は、実績とみなさない。

- (6) 本件業務の入札に参加しようとする他者との間に、事業協同組合等とその組合員の関係に該当する者がいない者
- (7) 事業協同組合の場合、官公需適格組合の証明を保持している者
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (9) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成28年3月28日27総セ第25173号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中ではない者
- (10) 過去3年の間の契約においてその契約を誠実に履行し、契約事故のない者（地方自治法施行令第167条の4に該当しない者）
- (11) 福岡県が発注した福岡県庁舎行政棟（設備保守業務については、警察棟及び議会棟を含む）、吉塚合同庁舎、知事公舎、千代合同庁舎及び総合庁舎の庁舎管理業務（設備保守、警備又は清掃業務）に係る令和4年度分の契約額の合計が9千万円以上となる受託実績を有していない者。なお、上述契約には事業協同組合における構成員での受注実績も含むものとする。
- (12) 令和4年度分の契約において、福岡県総合庁舎の庁舎管理業務（設備保守、警備及び清掃業務）2庁舎分の受託実績を有していない者
- (13) 今年度、福岡県が入札又は見積合わせを執行する「福岡県総合庁舎付帯設備保守・警備及び清掃業務委託」、「福岡県知事公舎警備等業務委託」、「福岡県吉塚合同庁舎警備・設備保守及び清掃業務委託」及び「警察本部庁舎清掃業務委託」を落札した者は本件業務の入札に参加できない。

6 当該契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県議会事務局総務課総務係
〒812-8574 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3823（ダイヤルイン）

7 入札参加申込み

(1) 提出書類

別紙1「入札参加申込みに係る提出書類」のとおり

(2) 提出場所

6の部局

(3) 提出期限

令和4年2月7日（月）午後5時00分

※ 期限後は受領しない（書類の追加提出等を含む）。

(4) 提出方法

直接持参のうえ提出すること。（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）には受領しない。）

(5) その他

- ア 入札参加の申込みをしない者は、入札に参加できない。
- イ 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出書類は、本県において無断で他の目的に使用しないものとする。
- エ 提出書類は返却しない。

8 入札参加確認通知

入札参加の可否は令和4年2月22日（火）までに通知する。

9 入札に参加できないと決定した者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと決定された者は、競争参加資格がないと決定された理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和4年3月4日（金）午後5時00分までに書面（様式自由）を提出して行わなければならない（ただし、県の休日は除く）。
- (3) 書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 説明を求められたときは、令和4年3月15日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (5) (2)の書面の提出先は次のとおりとする。
6の部局とする。

10 仕様等に関する質問及び回答

(1) 質問書の受付

仕様等に対する質問がある場合には、次のとおり書面により提出すること。
なお、書面は受付場所への持参又はファクシミリにより提出すること。

ア 場所

6の部局とする。

イ 期間

令和4年1月25日（火）から同年3月4日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

ア 場所

福岡県議会図書室とする。

イ 期間

令和4年3月7日（月）から令和4年3月16日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

11 現場の確認

現場説明会は開催しない。ただし、入札参加資格を有する者のうち、希望者に対し、別途現場確認の機会を設けることとしている。詳細については、別紙2を参照のこと。

12 入札

(1) 日時

令和4年3月16日（水）午後3時

(2) 場所

福岡県庁舎行政棟 行政棟会議室

（詳細については、入札参加確認通知の際に別途連絡する。）

(3) 入札の方法

ア 入札書（別紙様式）は、入札者又はその代理人が直接持参のうえ提出するものとし、郵便、電話、電報、テレックス、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

イ 代理人が入札に参加するときは、委任状（別紙様式）を提出し、入札書には、会社名及び代表者名と代理人の氏名を併記すること。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額（年額ではなく、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの履行期間に係る契約金額。以下同じ。）の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

なお、契約金額の年額は、契約金額に5分の1を乗じて得た額で、1円未満の端数については、初年度の年額に加算するものとする。

(5) その他

ア 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

イ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

ウ 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態であると認めるときは、当該入札を延期し、又は取りやめることができる。

エ 第1回目の入札時には、入札書に記載される入札金額に対応した費用内訳書（任意様式A4版）を提出すること。別紙2を参照のこと。

13 開札

開札は、入札終了後直ちに12の(2)の場所において行う。

14 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

見積金額（年額ではなく、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの履行期間に係る見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）。以下同じ。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を入札の際に、納付又は提供すること。

(2) 入札保証金の免除

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上の保険金額とし、入札日以前から令和4年4月1日までを保険期間とするもの）を締結し、その証書を提出する場合、又は過去2年の間に地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上誠実に履行したことを証明する書面（該当発注者が交付した証明書）を提出する場合。

イ アの「規模をほぼ同じくする契約」とは、見積金額（60ヵ月分）の内、12ヵ月

分に相当する金額の2割に相当する金額より高い金額（契約が複数年にわたる場合は、12ヵ月分相当金額）の契約とする。

イアの「誠実に履行したことを証明する書面」の提出期限は、令和4年3月7日（月）とする。

15 契約保証金

(1) 契約保証金の納付

契約金額（年額ではなく、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの履行期間に係る契約金額。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(2) 契約保証金の免除

次の場合は契約保証金納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上の保険金額とし、契約締結日から令和9年3月31日までを保険期間とするもの）を締結し、その証書を提出する場合、又は過去2年の間に地方公共団体又は国と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上わたって締結し、これをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合は契約保証金の納付が免除される。

イアの「規模をほぼ同じくする契約」とは、契約金額（60ヵ月分）の内、12ヵ月分に相当する金額の2割に相当する金額より高い金額（契約が複数年にわたる場合は、12ヵ月分相当金額）の契約とする。

16 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札。または、入札金額を訂正した入札。
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が14の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付のないもの、または日付に記載誤りがある入札

17 最低制限価格の有無

有

18 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 1回目の入札で落札となるべき者がいないときは、直ちに2回目の入札をその場で行う。な

お、再度の入札を行う場合において、16に規定する無効入札をした者及び17に規定する最低制限価格に満たない入札をした者は、これに加わることができない。

- (4) 再度の入札においても落札となるべき者がいないときは、再度の入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約を行うことがある。
- (5) 本件業務に係る契約は、令和4年度歳入歳出予算が福岡県議会で可決された場合において、令和4年4月1日までに確定させる。

19 契約書作成の要否

要（別紙様式）

20 その他

- (1) 入札に参加する者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。
- (2) 契約時の提出書類等は次のとおり
 - ア 業務従事者名簿（資格者証の写しを添付）
 - イ 課税・免税事業者届
 - ウ 緊急連絡体制図
 - エ 業務履行証明書又は履行保証保険証券（契約保証金納付等が免除される場合）
 - オ その他契約書等に規定する書類
- (3) 契約後における仕様変更の可能性
契約期間中に、庁舎の有効活用等による部屋の用途変更、すなわち仕様変更が生じる可能性もあるため、留意すること。（その場合は変更契約などにより対応する。）